
平成 2 8 年 第5回臨時会

上富良野町議会会議録

平成 2 8 年 7 月 1 1 日

上富良野町議会

目 次

第1号（7月11日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開 会 宣 告	2
○開 議 宣 告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第2 会期決定の件	2
○日程第3 上富良野町名誉町民条例の一部を改正する条例	2
○日程第4 平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)	5
○日程第5 財産の取得について(圧雪車購入)	6
○閉 会 宣 告	7

平成28年第5回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	上富良野町名誉町民条例の一部を改正する条例	7月11日	原案可決
2	平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)	7月11日	原案可決
3	財産の取得について(圧雪車購入)	7月11日	原案可決

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 7月11日 1日間
第 3 議案第1号 上富良野町名誉町民条例の一部を改正する条例
第 4 議案第2号 平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)
第 5 議案第3号 財産の取得について(圧雪車購入)
-

○出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 中澤良隆君 | 2番 | 岡本康裕君 |
| 3番 | 佐川典子君 | 4番 | 長谷川徳行君 |
| 5番 | 今村辰義君 | 7番 | 北條隆男君 |
| 8番 | 竹山正一君 | 9番 | 荒生博一君 |
| 10番 | 高松克年君 | 11番 | 米沢義英君 |
| 12番 | 中瀬実君 | 13番 | 村上和子君 |
| 14番 | 西村昭教君 | | |
-

○欠席議員（1名）

- 6番 金子益三君
-

○遅参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 町長 | 向山富夫君 | 副町長 | 田中利幸君 |
| 教育長 | 服部久和君 | 会計管理者 | 藤田敏明君 |
| 総務課長 | 石田昭彦君 | 教育振興課長 | 北川和宏君 |
-

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 林敬永君 | 次長 | 岩崎昌治君 |
| 主事 | 菅原千晶君 | | |

午前10時00分 開会
(出席議員 13名)

◎開会宣告

○議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は13名でございます。これより平成28年第5回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告・議会運営等諸般の報告

○議長(西村昭教君) 直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

本臨時会に町長より提出の案件、議案第1号から議案第3号につきましては、あらかじめ配布のとおりであります。次に本臨時会の説明員につきまして、別紙名簿として配付のとおりであります。また、本日の議事日程につきましてもお手元に配布のとおりであります。以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

7番 北 條 隆 男 君

8番 竹 山 正 一 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。

◎日程第3 議案第1号

○議長(西村昭教君) 日程第3 議案第1号上富良野町名誉町民条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(石田昭彦君) ただ今上程いただきました議案第1号上富良野町名誉町民条例の一部を改正する条例につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

現行の名誉町民条例におきましては、本町の町民又は本町と関係の深い方で、本町の振興発展に寄与し、町民が郷土の誇りとして深く尊敬に値すると認められる方に対して名誉町民の称号を贈り、その功績と栄誉を称える旨、規定しているところであります。この規定に加え、本町の出身者などのほか、住所要件等に関わらず本町と関係のある方で、本町の振興に優れた功績があったと認められる方に贈ることができる称号として、特別名誉町民の称号を新たに設けようとするものであります。

改正の主な内容は、特別名誉町民を規定する第5条を新設し、前段申し上げましたような授与基準のほか、特別名誉町民の決定手続きとして、名誉町民審議会の審議を経て町長が決定できる旨規定するとともに、特別名誉町民へはその称号を称する顕彰額のほか、記念品等を贈呈することができるよう規定しようとするものであります。

なお、施行期日は公布の日からとするものであります。

以上で、議案第1号上富良野町名誉町民条例の一部を改正する条例の説明といたします。ご審議いただきまして議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

11番、米沢義英君。

○11番(米沢義英君) 条例に関して何点か疑義がありますので、質問させていただきます。

まず第1点目は、先ほどの協議会等の説明では、後藤画伯がその対象だということの話でした。その背景には、この上富良野町で美術館を開設し、なおかつ恩賜賞、芸術院賞を受賞したというかたちの中で、多大に町に貢献しているという話で、今回そういう人を特別に、名誉町民という枠とは別に、特別名誉町民というかたちの中で表彰しようということの話で出てきました。そこで、協

議会でも伺いましたでしたが、そうしますと後藤画伯以外に上富良野町に多大に長年、地域振興に関わった方等、類似する人がいないのかということになるかというふうに思いますが、この点、私なりに考えてみますと、火山の問題では、当時、岡田弘教授等が多大に火山問題で助言もしていただいて、いろいろと地域振興あるいは災害等の振興にも関わった非常に重要な方ではないかというふうに思います。またあるいは、スガノ農機の、亡くなりましたけれども、地域の貢献に携わった方ではないかなと。津においても長年、友好都市というかたちの中で、カムローズも含めて、そういう形の友好都市という形で、長年、町との交流や何らかの貢献がされました。しかし今回、この条例制定の中にはその部分がなくて、ただ恩賜賞、芸術院賞を受け取った後藤画伯だけがその対象にするという話であります。あまりにも唐突な話でありまして、総務課長も協議会の中で答弁されておりましたけれども、私自身としては、他の貢献のあった人に対しても、こういう適用する話し合いの場もあっても良いのではないかと答弁もされているように、私はただ、後藤画伯だけを対象にした条例の制定には納得できません。

同時に他の、先ほどありましたけれども、こういった人たちが地域振興に関わっているとすれば、そういう人たちも対象に挙げて、議会に対してどうなんですか、こういった方々がおりますと話が本来、出てきてしかるべきだと思いますが、今回一切、条例制定にあたっても出てきていないことが非常に残念でなりません、この点、どういう経過の中で後藤画伯だけになったのか、それ以外の方々等については地域振興あるいは貢献がなされていないのかとの判断に立ったのか、この点お伺いしておきたいと思えます。

次にお伺いしたいのは、名誉町民等の、いわゆる議決等、取り消し等においては、議会の議決も経ながらその取り消しあるいは名誉町民の称号を与えてなっていますが、今回、特別名誉町民に関しては、町長の判断でその称号を贈ることができることの話であります。取り消しについてもそうかと思いますが、この点、議会の審議あるいは議決等は一切関わりがないとしたのは、どういう経過なのかお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、いわゆる町民の多くの方が後藤画伯に対する名誉町民、あるいは何らかの形で称えるべきではないかとの話が盛り上がってきているという形の町長が話をされました。しかし私が聞く範囲では、新聞等では読んでいるけれども、しかしあまりにも距離がありすぎて、いったい何なんだろうというのが、やは

り多く聞かれるという状況になっております。私はこういうことを考えたときに、町民との盛り上がり隔たりがあるのではないかなと思えますが、この点どようにお考えなのかお伺いします。

前回の寄贈等に関わって、私は町の負の遺産にすべきではないという形の中で述べました。この間の北海道新聞の記事なんかを読みますと、後藤画伯、あるいはそれに関連する奥さまの談話等話を読みますと、将来は町に美術館を移行する、あるいは後藤画伯に至っては、何らかの税対策等についてもあるので云々かんぬんというような話が、やはり記事に載っていたということを考えれば、やはり一方的に町と後藤美術館等の間のやり取りの中で、いろんな私たち住民にわからないやり取りがあって、今回こういう、いわゆる特別名誉町民の称号も出てきたのではないかなと言わざるを得ません。この点、どのようにお考えなのかです。

もう一つは、本来であれば、2か月間だとか、従来です、過去の経験を踏まえますと、従来こういう条例を出す場合は一定期間があって、十分、議会で審議して、それをもとに条例等が出された私の記憶があります。しかしあまりにも今回は、今日提案されて、正確には3日前に提案されて、今回議決せよということはあまりにも乱暴な話であります。特別名誉町民を贈りたいがために議会の、いわゆる大事な部分での町民との関係の審議を手っ取り早く終わらせてしまおうと、議会もこれだったら納得できるのではないかということを出されてきたことが、私は非常に残念でなりません。やはりこういうものを出す時には、一定きちっと期間をおいて、議会に条例を提案するというような環境があつてこそ、議会との深まり、あるいは町民との深まりができるというふうに思いますが、この点、なかなか見受けられないということは非常に残念であります、この点、なぜこういうような提案に至ったのか、お伺いしておきたいと思えます。

町長はタイムリーだということをおっしゃいました。また、副町長は大意は無いということをおっしゃいました。しかし、人間の発想には根拠があつて、その根拠が考え域になって、提案される訳ですから、言うなれば、事象面で言えばですね、恩賜賞、芸術院賞が受賞したからそれに対する称号を授与しよう、与えようという形の話で、今回、早急に検討されたのではないかなと思えます。私はこのことを考えた時に、私はもう一度、条例あるいは予算等を含めて取り下げるべきだということ協議会でも提案しましたが、町長はこれに対して首を縦に振りませんでしたので、あらためて、この間

の疑問等について町長あるいは担当の課長、あるいは副町長に質問したいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番、米沢議員の御質問に、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

5点ほどあったかと思いますが、まず、1点目の対象者の関係でございますが、条文のつくりを見ていただきますと、こういう、等しく文化振興、あるいは産業振興ですね、観光振興を含め、これら町民が等しく尊敬に値する、町の貢献に値するという方々について、特別名誉町民の称号を贈ろうということでございます。

この間、そういう条文を変えてまで、こういう表彰をしようというところに至っていなかったものですから、今、議員が例を挙げていただきましたが、そういう方々も対象に、今後も対象になると考えております。ただ、タイミングというのもございますから、今おっしゃったような方々が、例えば30周年とか、50周年とか、100周年とか、そういうタイミングでお贈りするのが良いのかなと思います。

決して後藤先生だけを、これからも表彰、この人に限ってと言いうことではないので、ご理解をいただきたいと思ひます。

あと、取り消しの関係がございましたが、基本は取り消しをするというのは、よほど、刑事事件を起こした、あるいは何か町に不名誉な、そういう想定をしてございますので、あまり想定をお話ししてもきりがないかなと思ひますが、基本は議会の議決を経て表彰したのものについては、議会の議決で取り消しをするという内容になってございます。

あと、町民の等しく盛り上がりのお話もされましたが、それは、それぞれ個々の議員活動の中で御判断いただくものというふうに思っております。

町の負の遺産の話もありましたし、税の対象の話もありましたが、基本、この日本、世界の中で唯一のこの絵が、この上富良野町に残る、そういうことが重要なことでありまして、税の対策が云々かんぬんの事はまったく私たちは考えてございません。唯一、世界の中でも評価が高い、こういう唯一の絵が上富良野町に残っていること、それをお祝い、お礼するのだという意味合いでございますので、これらについても御理解をいただきたいと思ひます。

あと、なぜ、この時期かということもございましたが、先ほども言いましたように、このタイミングを逃すと、何のための特別名誉町民なのか、全くその時期を逸してしまうことから、我々はこれが一番良い、ベストな時期

だろうという御提案でございますので、この点についても御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） 11番、米沢義英君。

○11番（米沢義英君） まずはタイミングの点なのですが、議会の議決を十分経ながら、尊い、仮に行政側の言葉をお借りすれば、タイミング良く特別名誉町民の称号を当人にお渡ししたいということで、恩賜賞だとか、いわゆる賞を受けたということの話で、そこが一番タイミングが良いのではないかと話でありますが、しかし私はそういうものをカウントしながら、議会というのは、仮にそういう条例を今回のように出された場合でも、考えながら、当然、住民あるいは議会の考えも含めて、仮に2か月後であっても、仮に9月の定例議会であっても、それは尊い賞ですから、何ら、若干ずれるだけで、その重みというものは変わるものではないと思ひているのですが、そこは否定されるのですか。タイミングとして今、受けたから早急に明日、という形の今、話でありますけれども、こういうことは私は成り立たないのではないかなというふうに思ひますが、この点、もう一度お考えをいただきたい。答弁をお願いします。

もう一つは、私は他の事例をあげた方々の、対象にもなるということの話、副町長、答弁されましたが、しかし聞いたら、そのことは議題になっていないというのですよ。総務課長も。そういうこともあっても良いのかなと、個人的な考えは持ったけれども、議題にはのぼってなかったのではないのかと思ひます。だから、議題にのぼってれば、こういう方たちも議題に、対象者にあがりましたと、その中でとりわけ今回は後藤画伯がその対象によりふさわしい、だからその他の方については後日さらにもう一度、今回は時間がないので、あなたの方の立場でより接近すれば、表彰あるいは何らかの形で授与したいと考えていますと出て来てしかるべきなんです、それすら、なんら一切出てきていない。私はそういう事を考えたとき、やっぱりきちっとした審議を経ないで、ただ賞を受けた、何をしよう。私は町長のためにここの議会をやっているのではないのでね。きちっとした住民の考えはどうか、住民は本当にそう思っているのかという立場で議会でも、不十分さはあったとしても議論している訳ですから、そういうものが見えない中でこの条例を出すということは、非常に問題だというふうに思ひますけれども、もう一度この点、答弁をお願いします。

○議長（西村昭教君） 副町長答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番、米沢議員の再度の御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

先ほどタイミングのお話をさせていただきましたが、まず、ここで予算の議決等をいただいた後で、一番、私も考えておりますのは、11月3日の町の表彰式の時に、一緒に多くの町民の皆様と一緒に表彰をさせていただくタイミングが一番良いであろうと。そこから逆算をして、この度の条例の議決が必要でないのかということでもありますので、そのタイミングだという事を御理解いただきたいと思います。

それと、この度は、多くの町民の皆様が、良かったと、本当におめでとうございますというようなものを形にさせていただきますので、決して大意がある訳ではございません。それらの気持ちを、こういう形で、お礼を、お祝いをするのが良いのではないかとの内容のご提案でありますので、先ほどから米沢議員が縷々お話のあるような、そういうものは決してございませんので、ぜひ、お祝いの形、お礼の形をこういう形にするんだということをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第1号を採決します。起立採決いたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第4 議案第2号平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）を議題いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただ今上程いただきました議案第2号平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）について提案の要旨を御説明申し上げます。

この度、改正をいただきました上富良野町名誉町民条例の規定に基づき、日本芸術院賞さらに恩賜賞を受賞されました日本画の大家、後藤純男画伯に特別名誉町民の称号を贈りたく、名誉町民審議会に御審議いただくにあたり、当該委員の報酬とあわせて審議会で賛同得られた場合に贈呈を予定します顕彰額及び記念品等の経費について所要の補正をお願いするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分についてのみ御説明し、予算についての事項目明細書については省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）。

平成28年度上富良野町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

2 款総務費、21万円。

12 款予備費、21万円の減。

歳出合計は0円であります。

以上で議案第2号平成28年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）の説明といたします。ご審議いただき議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

11番、米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 5ページの点について、質問いたします。

7人という形の報酬が設定されておりますが、一人あたりどれくらいの報酬なのかですね。それと、いつまでに最終的な結論を審議をして、何回、そしていつまでに結論を出そうとしているのか、お伺いいたします。

次に報償費について、表彰状あるいは盾となっておりますが、全員協議会等においては、審議会等において今後変更もあるのかなという話をされているかと思いますが、報償等の記念品等を含めて、改正案あるいは町民条例等については一定、細かく功労金、一時金という形の詳細について書かれておりますが、今回、詳細について書かれていないというのは、どういうことで記述されていないのか、お伺いしておきたいと思います。

それとあわせて、先ほども言いましたが、あまりにも、この審議するは不十分な、十分でないというような内容でありますので、あらためてこの点についても、予算化は私はすべきではないというふうに思いますので、この点、もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番、米沢議員のご質問にお答えいたします。

名誉町民審議会の委員につきましては、条例、規則の定めにより、7名の委員さんをお願いしようと思っております。特別職の非常勤の職員の報酬等の条例に基づきまして、審議会を開くにあたっての報酬につきましては、1回の、一人の委員さんに報酬は3,600円と規定されておりますので、3,600円の7名の概ね2回程度で審議会を終えられればなというふうに考えているところであります。審議会につきましては、1回目に町の方の考え方等もご説明させていただいて、1回で皆さんが是非というようなことであれば、ひよっとすると1回で終わるかもしれませんし、2回目やりましょうということであれば2回になるかもしれませんが、1か月から、それくらいの間では何とか審議会での議を終えられればなというふうに思っています。そのようなことから、その後どのような形で11月3日を迎えれば良いかのことで、一定程度の準備期間を設けているところであります。

あと、報償費につきましては、条例等の規定に基づきまして表彰文の入った顕彰額なりを贈ろうと規定されておりますので、それらを準備する経費と、あと、条例の規定に基づいた記念品等ということで、その対象者に喜んでいただけるようなものを検討するというところで、顕彰額の経費と記念品の経費で15万9千円を計上したところであります。以上です。

○議長（西村昭教君） 11番、米沢義英君。

○11番（米沢義英君） いずれにいたしましても、今回の補正予算といい、議会の審議するという立場から言えば一定期間猶予、いわゆる定例議会の、9月議会でも十分、間に合う話です。何も特別に、賞を受賞したからと言って、今、早急にやるべき話ではありませんし、また、その根拠となる、提出した根拠自体が問題だと思っておりますので、私はこの点納得できませんので、もう一度確認いたします。

○議長（西村昭教君） 副町長答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番、米沢議員の御質問に私の方からお答えをさせていただきます。

先ほどの御質問との答弁に重複があるかと思いますが、まず、この特別名誉町民の対象になる方は、このような後藤先生のケースであったり、この後、オリンピックやノーベル賞も含め、そういう事実がまず確認できますことから、先ほど答弁しましたように、そのタイミングを逃してしまうと、何の表彰だったのかわからなく

なりますから、そういう意味ではこの各界の代表である、町民の代表である7名の審議会、この審議を経て、例えば予算が必要であれば議会を開催して、そういうこととなりますが、そういう中で表彰をしようという内容でございますので、そのタイミングがこの時期がベストという形で御提案させていただいておりますこと、まずもってご理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。起立により採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（西村昭教君） 日程第5 議案第3号財産の取得について（圧雪車購入）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（北川和宏君） ただ今上程いただきました議案第3号財産の取得について（圧雪車購入）につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

現在、町営スキー場で使用している圧雪車は、平成元年に十勝岳噴火に伴う屋外避難所、ヘリポートの圧雪作業等に使用するため、昭和61年式の現有車両を導入し、平成2年以降は噴火活動が落ち着いたところから、町営スキー場のゲレンデ及びクロスカントリーコースの整備に使用し、30年が経過したところであります。

毎年、点検整備を行いながら使用しているところではありますが、近年は修理箇所が増加し整備費用が多額となってきており、昨シーズンにおいて積雪が集中したことなどにより、原動機、電気系統部分に大きな負荷がかかり故障が生じ、修理が困難な状況にあることから、今シーズンの使用に支障をきたす状態となっているところであります。

町営スキー場を円滑に管理運営するためには圧雪車が必要不可欠であり、更新整備を図るものであります。

本件の取得いたします圧雪車は、上富良野町への譲渡を前提として北海道市町村備荒資金組合とスノーシステムズ株式会社において、2千427万8千400円の

売買契約に関する仮契約の締結がなされております。

この財産につきまして北海道市町村備荒資金組合から上富良野町へ譲渡を受けるため、財産の取得の議決を求めるものであります。

なお、譲渡代金の支払いにつきましては、取得価格に年0.4%の利息を付けまして本年度から平成32年度までの5年間で支払いをするものであります。

また6月の第2回町議会定例会におきまして、債務負担行為の議決をいただいているところでございます。

以下議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第3号財産の取得について。圧雪車を次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。記。1. 取得の目的、圧雪車。2. 取得の方法、北海道市町村備荒資金組合からの譲渡。3. 取得金額、2千427万8千400円。4. 取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合 組合長棚野孝夫。5. 納期、平成28年12月16日。

以上で議案第3号財産の取得についての説明といたします。ご審議いただきまして議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（西村昭教君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成28年第5回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前10時36分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成28年7月11日

上富良野町議会議長 西村昭教

署名議員 北條隆男

署名議員 竹山正一